

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年4月13日

新型コロナ作業部会確認 令和3年4月14日

事業名 水道料金等

案件名 晴海選手村宿泊施設で提供する氷の調達について

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		・本事業は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。	
事業の執行に当たり大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・本件は、大会運営の一環として行う事業であることから、当該運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	・選手村におけるアイスバス用の氷調達は、選手のコンディション調整において重要かつ必要なものである。 ・中間整理における検討では、「モノ経由の接触感染回避(p8)」として、可能な限り共有使用物の使いまわしを避けることとされていることから、アイスバスの使用毎に水・氷の入替えを実施することは衛生管理の観点から必要性が認められ、それに伴い必要となる氷の調達は不可欠である。	
	効率性	・調達規模は、各国選手団のアイスバス持込予定数等を踏まえた試算となっていることを組織委からのヒアリングにて確認した。 ・単価契約により、日々の消費量に合わせて発注量を調整することで、必要最低限の数量の調達とし、不要な支出を抑制している。 ・設定単価は、市場価格を下回っていることを確認した。	
	納得性	・一般競争入札により事業者を選定するため、市場性を踏まえた価格水準での調達が見込まれる。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。 ・当該経費についてはV5予算(新型コロナウイルス感染症対策関連)内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	